

令和 8 年 9 月 11 日
海事局 船舶産業課

造船業再生の実現に向け、造船能力の抜本的強化を推進します
～造船業再生基金に係る供給確保計画の認定～

経済安全保障推進法に基づき造船能力の抜本的強化を進めるため、船舶の部品（船体）に係る供給確保計画を新たに 5 件認定しました。

- 四面を海に囲まれた我が国では、エネルギーや食料等の物資を海上輸送による貿易に依存しており、船舶の安定供給の確保は国民生活・経済活動に欠かせません。
- このため、造船能力の抜本的向上のための「造船業再生基金」を造成し、造船業再生ロードマップ及び日本成長戦略（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）の官民投資ロードマップに定めた建造量倍増の実現に向け、省力化・自動化設備の整備やドック拡張・クレーン導入等の大規模投資を強力に支援することとしています。
- 今般、経済安全保障推進法に基づく申請のあった供給確保計画について、本日新たに 5 件を認定しました。今回の認定により、9 月 4 日に認定した 3 件と合わせて 8 件の計画が認定を受けたこととなります（8 件合計で総額 9,000 億円規模の官民投資となり、このうち最大で約 3,110 億円を支援。）。

申請事業者	最大助成額 （令和 8～16 年度）
株式会社大島造船所	約 61 億円
川崎重工業株式会社	約 156 億円
株式会社新来島どつく、株式会社新来島豊橋造船、株式会社新来島高知重工、株式会社新来島サノヤス造船	約 320 億円
内海造船株式会社	約 43 億円
三菱造船株式会社	約 400 億円

- 国土交通省としては、造船事業者が作成する船体の供給確保計画について、今後も順次認定を行い、造船能力の抜本的強化を推進してまいります。

※本制度の詳細及び認定を受けた計画の概要は、下記 HP にてご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk5_000076.html



<問合せ先>

海事局 船舶産業課 谷口、橋津

TEL: 03-5253-8111（内線 43-644、43-648）

03-5253-8634（直通）